

## 財団法人日本医療機能評価機構役員等候補者の公募について

財団法人日本医療機能評価機構役員候補者と一般医師若干名を公募しますので、お知らせいたします。

### 1. 公募を実施する法人

財団法人 日本医療機能評価機構

### 2. 公募する役員等候補者の役職、職員

理事（産科医療補償制度担当） 1名  
一般医師（産科医療補償制度従事） 若干名

### 3. 就任予定日

平成23年4月1日

### 4. 職務内容

職務内容の詳細、待遇等は職務内容書をご覧ください。

### 5. 選考の視点

職務内容書において求める資格経験等を踏まえ、公募ポストの役員、一般医師としての適格性を有しているかどうかを総合的に判断します。

### 6. 選考方法

- (1) 一次選考（書類選考：履歴書及び自己アピール文書）  
選考結果は、平成23年2月下旬までに、その合否を応募者全員に連絡します。
- (2) 二次選考（面接）  
外部有識者からなる選考委員による面接を3月上旬に行う予定ですが、詳細は一次選考合格者に対し個別にご連絡します。  
二次選考の結果は、二次選考終了後、その合否を二次選考を受けた方全員にご連絡します。
- (3) 外部有識者による選考委員会の審議を経て理事長が任命  
二次選考合格者は、評議員会における理事選任の候補者となり、審議

の結果理事に選任された場合には、理事長による任命を受けて就任となります。二次選考に合格された一般医師の方も理事長による任命を受けて就任となります。

## 7. 応募方法

### (1) 応募書類

次の書類を簡易書留により郵送して下さい。

なお、提出された書類については、返却いたしません。

#### ① 履歴書

- ・ 応募動機、学歴（義務教育終了の後から年代順に記入のこと）、職歴（会社（法人）名、所属部課名、役職、役付き組織の規模、職務内容、職責等を記入のこと）、免許・資格等の必要事項を記載して下さい。
- ・ 最近3ヶ月以内に撮影した上半身正面の写真（たて4cm×横3cm）を添付
- ・ 連絡用の電話番号、携帯電話番号及びEメールアドレスを記入のこと

#### ② 抱負等

- ・ A4で（40行×40文字）で2枚以内。

### (2) 応募書類の提出先：

〒101-0061

東京都千代田区三崎町1-4-17東洋ビル10階

財団法人日本医療機能評価機構 総務部宛

封筒表面に『役員等応募書類在中』と朱書きして下さい

※ Eメールによる応募は受け付けません。

### (3) 応募期間

平成23年1月21日（金）～2月21日（月）必着

### (4) 応募に関する問合せ

財団法人日本医療機能評価機構総務部（平田）

電話番号：03-5217-2320

Eメール：[saiyou@jcqhc.or.jp](mailto:saiyou@jcqhc.or.jp)

(5) その他

- ・応募に係る費用は、全額応募者負担となります。
- ・ご提出いただいた応募書類に記載されている個人情報 は本公募のみに使用し、他の目的で使用することはありません。

以 上

## 職務内容書

### 1. 機関名：財団法人日本医療機能評価機構

(法人の業務概要)

当機構は、医療機関の機能を学術的観点から中立的な立場で評価する第三者機関として1995年に設立され、病院機能評価をはじめとした複数の事業を通して、国民の医療に対する信頼の確保および医療の質向上を図ることに努めています。主な事業は以下の5つとなっています。①病院機能評価事業②産科医療補償制度運営事業③医療事故情報等収集事業④EBM医療情報事業⑤認定病院患者安全推進事業

### 2. ポスト：理事 1名、 一般医師 若干名

(理事任期：平成23年4月1日～平成25年3月31日)

### 3. 職務内容

理事は、理事会を構成し、当機構の重要な経営方針の立案に参画するとともに、以下の事業に係る業務を分担管理し、その所掌事務に関して職員を指揮監督する。一般医師は理事の職務を補佐する職務にあたる。

#### ○ 産科医療補償制度運営事業

- ・ 制度の企画調整および広報、運営全般
- ・ 補償対象か否かの審査
- ・ 原因分析および再発防止策の策定
- ・ 異議申請に基づく審査 等

### 4. 必要な資格・経験等

- (1) 医師免許を有していること。当機構の行う業務に関する医学等の知識を有しかつ研究事業に精通していること。
- (2) 原則として、任期満了時点（平成25年3月31日）において、年齢が70歳未満であること。
- (3) 国又は地方公共団体、民間企業等の組織等で、管理職としての経験を5年以上有すること。（これと同等の経験を有することを含む）
- (4) 国、医療関係者（団体を含む）、法曹関係者等との円滑な渉外交渉を行い、調整が出来る十分な経験及び能力を有していること。
- (5) 心身共に健康であること。

(※) 一般医師は (2) (3) を除く

## 5. 欠格事項等

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）  
第65条（役員の資格等）に規定する者

## 6. 勤務条件

- (1) 勤務形態：常勤
- (2) 勤務時間等：当機構規定による
- (3) 勤務地：当機構（東京都千代田区三崎町1-4-17東洋ビル）
- (4) 給与：当機構規定による
- (5) 福利厚生：健康保険、厚生年金、健康診断

以 上